

# 被相続人居住用家屋等確認申請に必要な添付書類一覧

\*確認書の受け取りについて郵送を希望する場合は、返送用封筒（送付先を記載し、郵送料分の切手を貼り付けたもの）を申請時にご用意ください。

〔問い合わせ先〕 野木町 政策課 政策推進係 移住定住促進班

電話 0280-57-4178

(受付時間 平日 8:30~12:00/13:00~17:15)

## 別記様式 1-1 申請（家屋、又は家屋及び敷地の譲渡）

	チェック（☆…いずれか提出、※…必要な場合）	確認点・備考
1	<input type="checkbox"/> 被相続人の <b>除票住民票</b> の写し（野木町窓口で交付された原本） ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合には、当該被相続人の戸籍の附票の写しを提出してください	○被相続人の死亡日（相続の時）及び死亡時の居住地が、家屋の所在地と同一であることを確認します
2	<input type="checkbox"/> <b>相続人の住民票</b> の写し（自治体窓口で交付された原本） ※被相続人死亡時（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）以降、相続人が2回以上転居している場合は戸籍の附票の写し（自治体窓口で交付された原本）を提出してください ※相続人が複数である場合は全員の住民票の写しが必要です	○相続日の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）から譲渡までの間に、相続人が相続した家屋の所在地に居住していないことを確認します  ※交付日は問いません （相続人の定住日から確認は可能なため）
3	<input type="checkbox"/> <b>相続した家屋又は敷地等の売買契約書</b> のコピー等 ※相続人が複数の場合、契約者は連名でなくても可	○相続した家屋又は家屋及びその敷地等をいつ譲渡（＝引渡し）したかを確認します ※売買契約書で申請被相続人居住家屋又は敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等（その譲渡の時期を確認できるもの）
4	<input type="checkbox"/> 以下①～③のいずれかを提出してください ↓	○相続した家屋が相続した日から譲渡までの間、空き家であったかを確認します ※効力発生の日付が相続した日から譲渡までの間で以降未使用なことを備考欄に記入
	<input type="checkbox"/> ① <b>電気、ガス、水道、いずれかの閉栓証明書または使用廃止届出書、休止届出書等</b>	○当該家屋（空き家）の所在地、解約日が記載された書面を事業者に依頼してください
	<input type="checkbox"/> ② 物件売買の媒介契約をした宅地建物取引業者が、現況が <b>空き家であることを表示した広告等書面（コピー可）</b> ※宅地建物取引業者による <b>広告が行われたものに限る。</b>	○宅地建物取引業者が作成した広告や業者のホームページを印刷したもので構いません
	<input type="checkbox"/> ③ その他 *①②の書類を用意できない場合は、事前にご相談ください	

5 ※	□ ※ ↓	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下①～③の <u>すべて</u> を提出してください	○被相続人が老人ホーム等に入所していたことを確認します
	□	① 下記等のいずれか ☆介護保険の被保険者証の写し ☆障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証の写し ☆厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号保険者であることを証する書類	○被相続人が要介護認定、要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害支援区分の認定を受けていたことを確認します
	□	② 下記いずれかの施設への入所時における契約書の写しなど ・認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム ・介護老人保健施設又は介護医療院 ・サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームを除く。） ・障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限る。）又は共同生活援助を行う住居	○被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が老人ホーム等に該当するかを確認します
	□	③ 下記のいずれか ☆電気、ガス、水道、いずれかの閉栓証明書または使用廃止届出書、休止届出書等 ※契約名義（支払人）及び使用中止日が確認できる書類 ☆老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 ☆その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	○被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを確認します  ※効力発生の日付が相続した日から譲渡までの間で以降未使用なことを備考欄に記入
6 ※	□ ※	委任状 ※代理申請の場合	○本人確認（氏名等が記載されている書面の提示など）をさせていただきます